

シリーズ3回目は、医業に対する事業承継税制について検討します。まず、法人化をしていない個人診療所・病院で、既に後継者が決まっている方は、平成31年度に新たに創設された個人版事業承継税制の適用をお勧めします。平成30年の税制改正では、法人が対象の事業承継税制に「特例」がもうけられ、非常に使いやすく整備されました。本年は「個人事業者にも」と、

中小企業支援団体の要望により改正に加えられました。個人版事業承継税制の特徴は、事業にかかる不動産、機械装置、診療機器等に対する財産について、贈与税・相続税の負担を猶予する制度です。平成30年に改正された法人株式の納税猶予制度は医療法人について適用することはできません。代わりに、認定医療法人に対する相続税・贈与税の税制支援措置が設けられています。この制度趣旨は、後継者への事業承継を促進する観点ではなく、地域住民への安定的な医療提供を目的としています。そのため、行政機関は医療法人に出資している社員に「持分」の放棄を求めます。通常、出資社員は、ゼひとも、検討に値する

すれば、納税は免除されます。次に医療法人にかかる事業承継税制について検討します。平成30年に改正された法には、医療法人の認定制度と同様に平成29年9月30日までの期間措置でしたが、税制改正により、平成32年9月30日までに延長されました。延長されていますが、もう残り1年少々です。業績が良く、内部留保の高い医療法人については、「持分」の放棄を認めます。通常、出資社員は死亡により出資持分に対する相続税負担が生じます。また、出資社員の退社の場合は「時価」により払戻しを迫られる可能性があります。

今回のシリーズは「改正をテーマに相続・事業承継についてお話ししました。相続税は、民法や医療法の改正により大きく影響します。よって、定期的な法改正を視野に行した法人の出資金は、相続・事業承継の準備を進めることになります。つまり、名前による団体名があり、医

## 税制改正から考える医業の事業承継

税理士 三瀬 義男(税理士法人あおば)

# 2019年税制改正大綱を読み解く③

# 奈良 保健医新聞

一発行所  
奈良県保健医協会  
〒630-8013  
奈良市三条大路2-1-10  
TEL(0742)33-2553  
FAX(0742)34-9644  
<http://www.nara-hokeni.jp/>  
発行人 竹島廣憲  
年額 4,500円/月400円・送料共  
印刷 きかんしコム

1000人を超える  
さらに大きく  
会員数 1089人  
医科661 歯科428  
(2月末日現在)

## 保険医協会の共済制度



休業  
保険医

がまとめてた税年を上から見ていくかの流れの利し  
おもに県下の弁護士による団体名あります。

未入会の先生方へ

保険医協会にぜひご入会ください  
に活動し、明るい未来を  
切り開きましょう